

入札公告(事後審査方式)

入札番号 第 1347 号

下記の工事について、条件付一般競争入札を行いますので、志摩市契約規則第 4 条の規定に基づき公告します。
令和元年 10 月 9 日

志摩市長 竹内 千尋

工事担当部課	上下水道部 水道工務課		
施行年度・工事番号	令和元年度		
工事名	浜島大崎配水池塗装塗替工事		
工事場所	志摩市 浜島町 迫子 地内		
工期・履行期間	契約日～令和 2 年 3 月 10 日		
工事概要	外壁外面塗装 A=600m ² 屋根外面塗装 A=570m ² 仮設工(モノレール) 1 式		
入札参加資格要件	建設業許可業種 (建設工事の種類)	塗装工事 一般・特定建設業許可	
	地域要件	市内業者	
	格付け	-	
	経審総合評定値(P)	- 点以上	
	2 年又は 3 年平均 完成工事高	-	
	技術者要件	現場代理人	常駐配置できる者
		主任(監理)技術者	建設業法に基づき適正配置 できる者
		その他	-
	施工実績	企業実績	-
		技術者実績	-
その他要件	以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと ・健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務 ・厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務 ・雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務 志摩市競争入札資格者名簿(建設工事)において、登録希望業種の塗装工事に登録されている者		
入札参加申請	申請期間	当該公告日～令和元年 10 月 17 日(木)午後 5 時まで 各日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで。(正午～午後 1 時の間、土日、祝日等を除く。)	
	申請場所	総務部 管財契約課〔市役所 5 階〕 TEL : 0599-44-0209 FAX : 0599-44-5266	
設計図書(仕様書)閲覧期間	当該公告日～令和元年 10 月 22 日(火) 午後 5 時まで 各日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで。(正午～午後 1 時の間、土日、祝日等を除く。)		
設計図書(仕様書)閲覧場所	上下水道部 水道総務課〔市役所 2 階〕 TEL : 0599-44-0220 FAX : 0599-44-5261		
問い合わせ期間 (問い合わせは書面による)	当該公告日～令和元年 10 月 18 日(金) 正午まで 各日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで。(正午～午後 1 時の間、土日、祝日等を除く。)		

問 い 合 わ せ 先	志摩市役所 上下水道部 水道工務課 磯部浄水場 電話 0599-55-0241	
入札書比較価格(予定価格税抜)	28,281,000 円 (消費税及び地方消費税除く)	
最低制限価格の設定	有	
工事費等内訳書の提出	要(入札価格の内訳を別添様式に記載し、必ず入札書に同封のこと。)	
保 証 金 等	入札保証金	免 除
	契約保証金	契約金額 500 万円以上は原則納付
	前金払	志摩市会計規則第 41 条による
入 札 日 時	令和元年 10 月 23 日(水) 午前 9 時 00 分	
入 札 場 所	志摩市役所 4 階 401 会議室	
そ の 他	<p>その他入札条件は、法令等に定めるものの他、条件付一般競争入札(事後審査方式)入札心得及び「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて」により取り扱うものとしします。</p> <p>本公告の入札参加資格要件に記載されている「経審総合評定値(P)」及び「2年又は3年平均完成工事高」については、審査基準日が平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間のものであります。ただし、この期間の経審を受審していない場合は直近のものでも可とします。</p>	
落 札 候 補 者 提 出 書 類	<p>入札会において、落札候補者となった場合は、以下の書類(☑のある書類)各 1 部を入札日の翌々日(市役所の閉庁日を除く。)までに提出してください。</p> <p>☑ 条件付一般競争入札参加資格申請書(様式第 1 号)</p> <p>☑ 本公告に示した業種に対応した建設業許可を証明する書類(許可通知書等)写し 経営事項審査結果通知書(写し)</p> <p>(1) 最新の審査基準日のもの。 (2) 本公告で示した審査基準日のもの。 同種工事の施工実績届出書(様式第 1-1 号)及び添付書類</p> <p>☑ 配置予定技術者等の届出書(様式第 1-2 号)及び添付書類 配置予定技術者の資格・工事経歴届出書(様式第 1-3 号)及び添付書類 営業所の専任技術者がわかる書類(写し)</p> <p>許可官庁に提出する建設業許可申請書様式第八号(第三条関係)「専任技術者証明書(新規・変更)」の副本の写し等</p> <p>その他</p>	